平成２７年（フ）第２３１号
神奈川県横須賀市池上２丁目６番13号　沢野荘202
債務者　戸屋　政弘
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３号
北九州市八幡西区萩原２丁目９番９―304号
債務者　三原　麻里
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４号
北九州市八幡西区萩原２丁目９番９―304号
債務者　三原　節子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９５号
千葉県柏市西原４丁目６番５号　兼子ハイツ202号
債務者　大橋　弘子（旧姓下野）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６００号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3249番地の１
債務者　尾崎　葉子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４号
沖縄県那覇市繁多川１丁目２番29号　安室マンション２―Ｂ
債務者　赤崎　史直
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５号
沖縄県那覇市繁多川１丁目２番29号　安室マンション２―Ｂ
債務者　赤崎　七加（旧姓米村）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３０号
山口市宮野上193番地２
債務者　安部　恵海
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
山口県防府市大字浜方30番地の４
債務者　蔵重　健一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８５号
栃木県足利市福居町1685番地７
破産者　髙橋　英助
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第８６号
栃木県足利市福居町1685番地７
破産者　髙橋　幸子
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９０号
群馬県桐生市東１丁目11番４号
破産者　西山　信男
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９５号
山口市仁保下郷259番地２
破産者　田中　克信
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
札幌市北区新琴似11条５丁目１番27号　パティオＳＫ201号
破産者　佐々木慎一
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０１号
札幌市白石区栄通16丁目７番18号　コートサンライズ305号
破産者　赤間　綾治
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８２号
札幌市手稲区富丘４条４丁目２番２号　エスポワール富丘102号
破産者　小嶋　　心
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７２号
札幌市北区新琴似10条６丁目１番16号　ハイツ中原201号
破産者　工藤　建久
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７５号
北海道石狩市花川南８条４丁目452番地
破産者　平間ゆかり
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部